３　機構は、第一項の手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる。

第十九条第二号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条中第十六号を第十七号とし、第四号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　一の使用者等（使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう。以下この号において同じ。）における従業者等（従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をいう。以下この号において同じ。）であった者が他の使用者等における従業者等になった場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

第二十一条第二項中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に改める。

第二十一条の二第一項中「第十九条第七号又は第八号」を「第十九条第八号又は第九号」に改め、同条第五項中「第五号及び第十二号から第十六号まで」を「第六号及び第十三号から第十七号まで」に、「同条第十二号」を「同条第十三号」に改め、同条第六項中「第五号及び第十二号から第十六号まで」を「第六号及び第十三号から第十七号まで」に改め、同条第八項中「第十九条第十四号」を「第十九条第十五号」に改める。

第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第三項並びに第二十四条中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に改める。

第二十六条の見出し中「第十九条第八号」を「第十九条第九号」に改め、同条中「第十九条第八号」を「第十九条第九号」に、「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に改める。

第二十八条第一項第五号中「第三十八条の三」の下に「、第三十八条の三の二第二項」を加え、同条第六項中「第十九条第七号若しくは第八号」を「第十九条第八号若しくは第九号」に改める。

第二十九条中「第十九条第十二号から第十六号まで」を「第十九条第十三号から第十七号まで」に改める。

第三十一条第一項の表第三十五条の項、同条第二項の表第三十五条の項、同条第三項の表第三十五条の項及び同条第四項の表第三十五条の項中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改める。

第三十六条中「第十九条第十四号」を「第十九条第十五号」に改める。

第六章の二の章名中「機構処理事務」を「機構処理事務等」に改める。

第三十八条の三第一項中「この条」の下に「及び次条第二項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（機構の役職員等の秘密保持義務）

第三十八条の三の二　機構の役員若しくは職員（地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）第二十七条第一項に規定する機構処理事務特定個人情報等保護委員会の委員を含む。）又はこれらの職にあった者は、機構処理事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

２　機構から機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託された業務に関して知り得た機構処理事務特定個人情報等に関する秘密又は機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

第六章の二中第三十八条の七の次に次の六条を加える。

（個人番号カード関係事務に係る中期目標）

第三十八条の八　主務大臣は、個人番号カード関係事務（第十六条の二の規定により機構が処理する事務及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三十九条第一項に規定する認証事務をいう。以下この条から第三十八条の十二までにおいて同じ。）の実施に関し、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

２　中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一　中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。第三十八条の十一第一項第二号及び第三号において同じ。）

二　個人番号カード関係事務に係る業務の質の向上に関する事項

三　個人番号カード関係事務に係る業務運営の効率化に関する事項

四　その他個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する重要事項

（個人番号カード関係事務に係る中期計画）

第三十八条の九　機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この条から第三十八条の十一までにおいて「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　個人番号カード関係事務に係る業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二　個人番号カード関係事務に係る業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三　その他主務省令で定める個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する事項

３　主務大臣は、第一項の規定により認可をした中期計画が前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、機構に対し、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

４　機構は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（個人番号カード関係事務に係る年度計画）

第三十八条の十　機構は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する計画（次条第五項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（各事業年度に係る個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価等）

第三十八条の十一　機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度がいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一　次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度　当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

二　中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度　当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

三　中期目標の期間の最後の事業年度　当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績及び中期目標の期間における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

２　機構は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

３　第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

４　主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。